

土壤汚染対策法第4条第1項
一定規模以上の土地の形質の変更の届出
手引き

宮崎県環境森林部環境管理課
令和4年3月

-目次-

1	届出の趣旨	1
2	届出に関する事項	
(1)	届出義務者	1
(2)	届出期限	1
(3)	届出義務の対象となる行為	2
(4)	届出書類の作成	3
①	届出書様式と添付書類について	
②	一つの届出対象工事の考え方	
③	一つの届出対象工事を分割届出する場合	
(5)	届出窓口	5
(6)	届出を行わずに着工した場合	5
3	届出後の対応について	
(1)	届け出た土地に土壤汚染のおそれがある場合	5
(2)	調査命令の概要	6
(3)	自主申請（法第14条）の活用	6
4	記載例	
(1)	届出書（規則様式第六）	
①	記載例1	7
②	記載例2（分割で届け出る場合）	8
(2)	添付書類	
①	届出に係る土地の地番及び所有者等一覧	9
②	平面図	10
③	立面図及び断面図	10
④	工事計画表	11
⑤	同意書	12

この手引きにおいての用語定義は以下のとおりです。この手引きは環境省のQA等を基に作成しています。環境省のQA等の更新に伴い内容が変更されることがあります。

法…土壤汚染対策法

規則…土壤汚染対策法施行規則

施行通知…平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知
「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

1 届出の趣旨

土壤汚染のある土地で土地の形質の変更を行う場合には、以下の例のような新たな環境リスクが生じる可能性があります。このような新たな環境リスクの発生を防止するために、土壤が特定有害物質によって汚染されているおそれがある場合には、土地の形質の変更が行われる前に調査を行い、実際に土壤汚染が見つかった場合は対策を講じる必要があります。

◇土地の形質の変更で生じうる環境リスクの例◇

- ① 帯水層に接していなかった特定有害物質で汚染された土壤が帯水層に接する状態になることによる地下水汚染の発生
- ② 掘削工事等により特定有害物質で汚染された土壤の露出
- ③ 掘削工事等により特定有害物質で汚染された土壤が搬出され他の土地へ拡散するリスク

法第4条第1項の届出は、土地の形質の変更による上記のような汚染の拡散等のリスクを事前に防止することを目的としているため、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、形質変更に着手する30日前までに必要事項を県知事（形質変更を行う土地が宮崎市内の場合は宮崎市長）へ届け出ることを義務づけています。

2 届出に関する事項

(1) 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者が届出を行います。「しようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者を指し、一般的には請負者ではなく発注者が該当します。

(2) 届出期限

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する30日前までに行わなければなりません。ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。工事の計画は、あらかじめ届出に要する30日間を考慮したうえで立ててください。

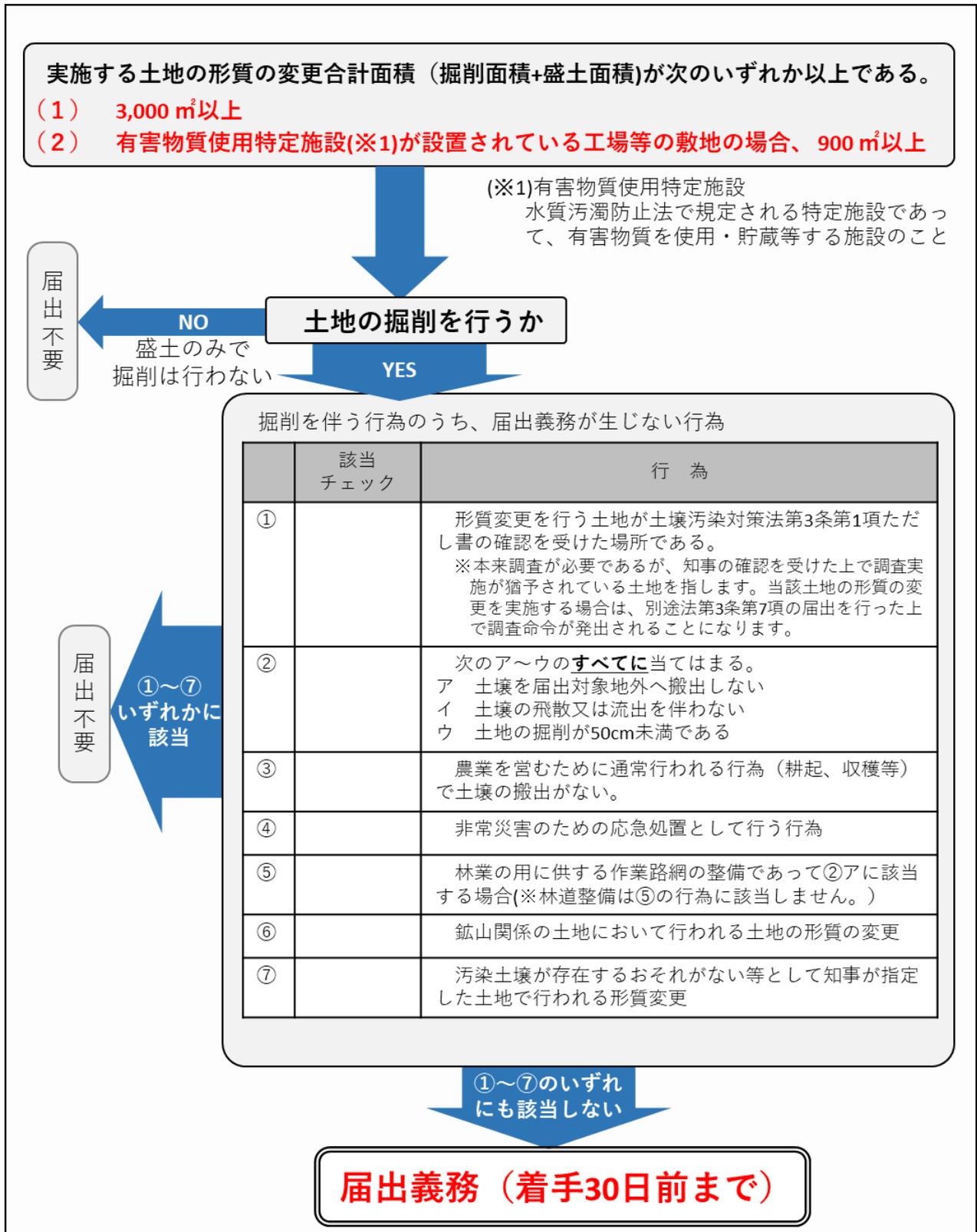
届出スケジュールの例

土地の売買契約 事前チェック など	届出日	1日目	2日目	・・・	29日目	30日目	着手日
	4月1日	4月2日	4月3日		4月30日	5月1日	5月2日
		中30日					

※民法第140条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません。

(3) 届出義務の対象となる行為

以下のような土地の形質の変更（土地の掘削・盛土）を行う場合、届け出が必要となります。



(4) 届出書類の作成

① 届出書様式と添付書類について

届出を行う際には、下表の書類を3部作成（1部は届出者控え）してください。

届出書	チェック
○一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六号）	
添付書類（必須書類）	チェック
①届出に係る土地の地番及び所有者等一覧（登記事項要約書（写し可）で代えることも可能）	
②土地の形質変更の対象となる土地の所在地の地図	
③土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした図面 平面図と立面図・断面図の提出が必要です。図面上で掘削部分と盛土部分を区別して明示する必要があります。	
(1)平面図・・・必要な情報が明示されているものであれば、工事図面の写しや合成字図、公図等に掘削部分や盛土部分を明示した図面で構いません。工場敷地等においては、目安となる建造物等も明示してください。	
掘削部分と盛土部分を区別して表示（形質変更面積も明示）	
地番と筆境界を明示（添付書類①と対応していること）	
(2)立面図・断面図	
掘削部分と盛土部分を区別して表示（掘削最深部の深さを明示）	
④同意書 届出者が土地の所有者等ではない場合は必須	
⑤当該土地の土地利用履歴（任意様式） 土壌汚染リスク判断の参考資料となるので、分かる範囲で当該土地に立地していた施設や土地の利用状況等の履歴を記入してください。対象地内に有害物質使用等の履歴がある場合は特に詳細に記載をお願いします。	
⑥工事計画表 分割して提出する場合は届出の都度添付してください（分割して届け出る場合については、（4）の②「一つの届出対象工事の考え方」及び（4）の③「一つの届出対象工事を分割届出する場合」を参照してください。）。届出が1回で済む場合は添付不要です。 以下の内容が分かるように記載してください。作成例を示しますが、以下の項目が確認できれば様式は任意で作成できます。 1) 工事(事業)名 2) 工事(事業)全体の期間・・・届出時点の計画期間 3) 工事(事業)全体の形質変更面積・・・届出時点の計画値 4) 今回の届出に係る工区についての形質変更着手予定年月日及び形質変更面積	
その他	チェック
原則届出窓口である保健所まで書類を持参してください。やむを得ず、郵送する場合は、事前に届出窓口の保健所へ連絡した上で、届出者控え分を返送するために必要な切手を貼付した返信用封筒（宛名入り）を同封してください。	

※宮崎市に届け出る場合は、添付書類が異なる場合がありますので、事前に宮崎市環境指導課へ問い合わせてください。

※巻末の記載例も参考にしてください。

※審査段階で必要に応じて土地の所有者等を確認する書類（登記事項証明書等）の提出を追加で求める場合があります。

② 一つの届出対象工事の考え方

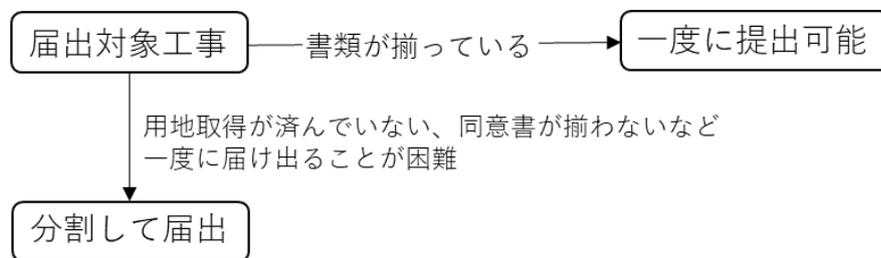
同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して 3,000m² 以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては 900 m² 以上）となる場合には、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象となります（施行通知参照）。

発注の年度、工区、工期ごとでは 3,000m² 未満であっても、一つの土地の形質の変更の行為で形質変更面積が 3,000m² 以上の工事は一つの届出対象工事として届出を行ってください。

③ 一つの届出対象工事を分割届出する場合

一つの事業計画が数年にわたるなど、一度に計画全区域について届出を提出することが困難な場合、工区ごとや用地取得が完了した区域ごと、同意書のとりまとめが完了した区域ごとなどで分割して届出を出すことも可能です。

一つの工事で 3,000 m²以上となるような工事を分割して届け出る場合は、それぞれの届出対象面積が 3,000 m²未満の場合でも届出が必要です。届出漏れがないように注意してください。



分割で届け出る場合のイメージ

(5) 届出窓口

(4)で作成した書類を、土地の形質変更を行う場所を管轄する保健所へ提出してください。宮崎市内で届出対象の形質変更を実施する場合は、宮崎市役所環境指導課へ提出してください。

土地の形質変更を行う場所	届出・問い合わせ先	電話番号
国富町、綾町	中央保健所	0985-28-2111
日南市、串間市	日南保健所	0987-23-3141
都城市、三股町	都城保健所	0986-23-4505
小林市、えびの市、高原町	小林保健所	0984-23-3118
西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	高鍋保健所	0983-22-1330
日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	日向保健所	0982-52-5101
延岡市	延岡保健所	0982-33-5373
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	高千穂保健所	0982-72-2168
宮崎市	宮崎市環境指導課	0985-21-1763

(6) 届出を行わずに着工した場合

届出が必要な工事で届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります（法第66条）。

3 届出後の対応について

(1) 届け出た土地に土壤汚染のおそれがある場合

届出のあった土地に土壤汚染のおそれがある場合は、法第4条第3項に基づく調査命令が発出され、土壤汚染状況調査を行っていただくこととなりますので、工事の着手が遅れる可能性があります。また、調査命令は「当該土地の所有者等」に発出されます。当該土地における過去の事業内容等により、調査命令発出対象となる可能性が高い場合は、事前に県環境管理課まで相談してください。

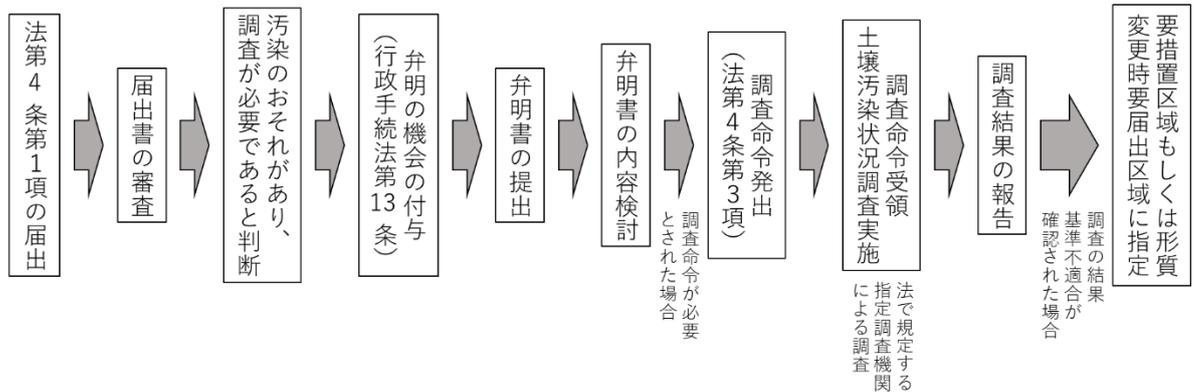
◇調査命令発出対象となり得る地歴例◇

- ガソリンスタンド跡地・・・ベンゼン、鉛など
- クリーニング店跡地・・・テトラクロロエチレンなど
- 生コンクリート事業所跡地・・・六価クロム
- 病院跡地・・・水銀、鉛など
- 工場跡地・・・事業内容による。

上記は「例」ですので、それ以外の土地でも有害物質の取扱状況等から調査命令発出対象と判断される場合があります。

(2) 調査命令の概要

法第4条第3項に基づく調査命令が発出された場合、調査が完了するまで工事に着手することはできませんので、法第4条第1項の届出は余裕を持って提出してください。あらかじめ調査が必要となるおそれがある土地の場合は、事前にご相談いただき、法第4条第2項に基づく自主調査や、法第14条に基づく区域指定申請を行うこともできます。



(3) 自主申請（法第14条）の活用

自主的に、法で定める方法により土壌汚染の状況を調査し、その結果土壌汚染が確認された場合、調査命令の発出前であれば、法第14条の規定による区域指定の申請を行うことができます。

詳しくは、「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き（平成23年7月・環境省）」を御参照いただくか、県環境管理課にご相談ください。

4 記載例

(1) 届出書 (規則様式第六)

① 届出書記載例 1

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

- 記入例 (法第4条第1項届出の場合) -
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

形質変更に着手する30日前までに届出が必要です。 令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 宮崎県宮崎市〇〇町 1234番
宮崎△△株式会社
代表取締役 宮崎県太郎

法第4条第1項届出の場合は「第3条第7項」を二重線で消して下さい。

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	宮崎県〇〇市大字〇〇字〇〇123-4番 外〇筆
土地の形質の変更の場所	別添地図参照 対象地番が複数ある場合、外〇筆とし、別紙として地番等の一覧表を添付してください。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	5,230 m ² (掘削1,230m ² 、盛土4,000m ²) 掘削最大深さ 12.5m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇月〇日 実際に形質変更に着手する日を記載
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 法第4条第1項のみの届出の場合は記載不要です。(法第3条第7項の届出の場合は記載が必要になります。)
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 例) 〇〇株式会社 宮崎××工場
	有害物質使用特定施設の種類 例) 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
	有害物質使用特定施設の設置場所 例) 宮崎県〇〇市大字〇〇字〇〇123-4番 〇〇株式会社 宮崎××工場敷地内
	特定有害物質の種類 例) ジクロロメタン

形質変更を行う土地に有害物質使用特定施設が設置されている場合は記載が必要です。該当する場合は水質汚濁防止法第2条第2項で規定する特定施設の届出等を確認して記載してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

② 届出書記載例 2 (分割で届け出る場合)

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

-記入例-	
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	
令和 3 年 5 月 20 日	
宮崎県知事 河野俊嗣 殿	
届出者 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇 1 番 1 〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇	
第 3 条 第 7 項 土壤汚染対策法 第 4 条 第 1 項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の とおり届け出ます。	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇2567番 外18筆 (別紙地番一覧のとおり)
土地の形質の変更の場所	〇〇(県道〇〇線△△工区 3工区) (別紙〇 図面のとおり)
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	計画全体の面積 18,256㎡ 内、今回届出(3工区)分の面積2,653㎡ 掘削1,000㎡、盛土1,653㎡、最大掘削深度3.6m
土地の形質の変更の着手予定日	令和 3 年 6 月 25 日 (3 工区)
法第 3 条 第 1 項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第 3 条 第 7 項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称 工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第 4 条 第 1 項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称 有害物質使用特定 施設の種類 有害物質使用特定 施設の設置場所 特定有害物質の種 類
該当がある場合は記載 該当の水質汚濁防止法届 出がある場合は記載	

今回届出対象の
地番を記載

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(2) 添付書類

① 届出に係る土地の地番及び所有者等一覧

届出に係る土地の地番及び所有者等一覧

作成例

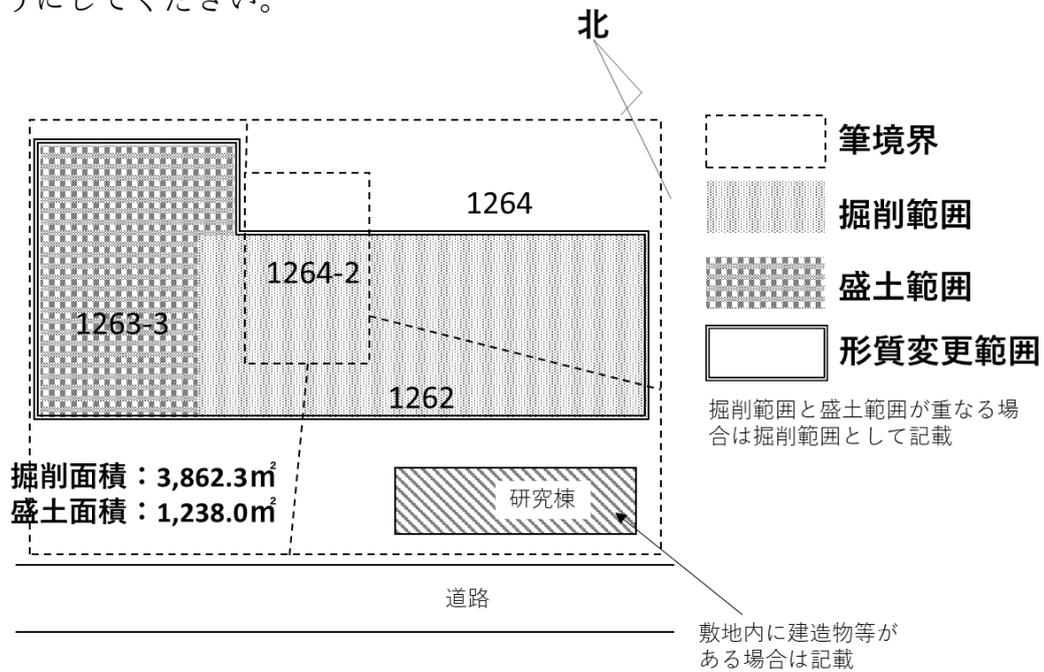
No.	所在地	所有者等	同意書添付
1	〇〇市〇〇町〇〇2567番	〇×株式会社	
2	〇〇市〇〇町〇〇2568番1	〇×株式会社	
3	〇〇市〇〇町〇〇2568番2	〇×株式会社	
4	〇〇市〇〇町〇〇2568番5	〇×株式会社	
5	〇〇市〇〇町〇〇2568番8	〇×株式会社	
6	〇〇市〇〇町〇〇2568番10	〇×株式会社	
7	〇〇市〇〇町〇〇2576番8	環境 太郎	○
8	〇〇市〇〇町〇〇2603番	〇×株式会社	
9	〇〇市▲▲町××5番	〇×株式会社	
10	〇〇市▲▲町××5番7	環境 太郎	○
11	〇〇市▲▲町××10番	〇×株式会社	
12	〇〇市▲▲町××11番9	〇×株式会社	
13	〇〇市▲▲町××11番10	土壌 花子	○
14	〇〇市▲▲町☆☆126番	〇×株式会社	
15	〇〇市▲▲町☆☆126番5	〇×株式会社	
16	〇〇市▲▲町☆☆130番	〇×株式会社	
17	〇〇市▲▲町☆☆135番3	〇×株式会社	
18	〇〇市▲▲町☆☆135番7	〇×株式会社	
19	〇〇市▲▲町☆☆136番4	〇×株式会社	
20			
21			
22			
23		※届出者が〇×株式会社の場合	
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

所有者等が届出者と異なる場合は、別途同意書の添付が必要です。

令和〇年〇月〇日付けで発行された（登記事項証明書・登記事項要約書・登記情報提供サービスからの取得情報）から転記した内容に相違ありません。

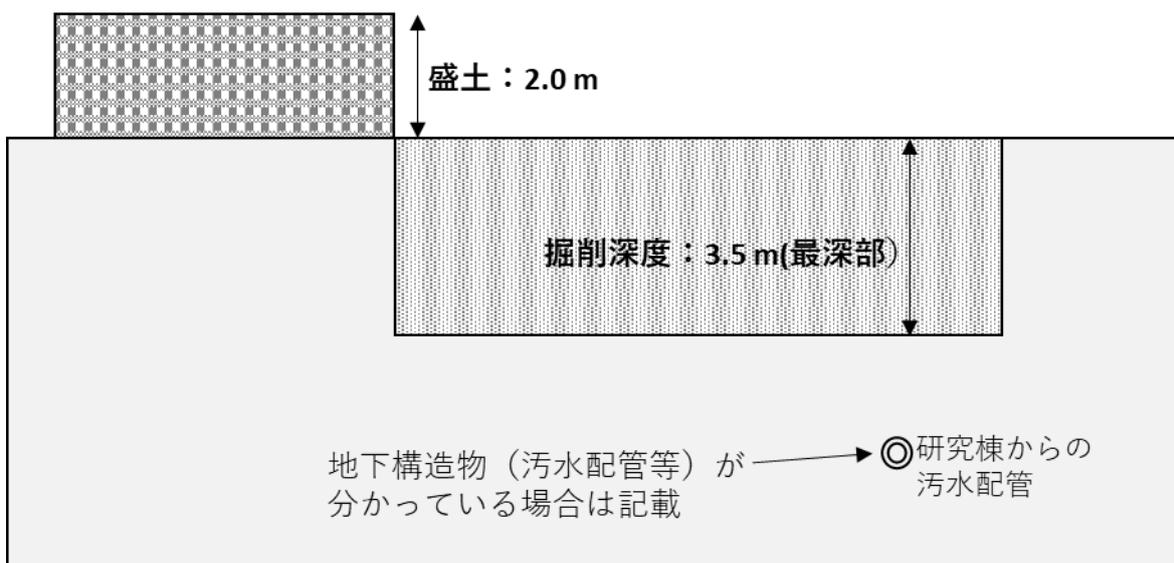
② 平面図の作成例

- ・地番と筆境界を明記し、掘削範囲と盛土範囲を分けて図示してください。
- ・地番については、届出に係る土地の地番及び所有者等の一覧と整合するようして下さい。
- ・目印になるような建設物等がある場合は、位置関係が分かるように図示してください。
- ・掘削面積と盛土面積を図面上に明記して下さい。その際、届出書記載面積と齟齬がないようして下さい。



③ 立面図及び断面図の作成例

特筆すべき地下構造物がある場合は図面上に明記してください。



④ 工事計画表

工事計画表

作成例

工事（事業）名	〇〇整備事業
工事（事業）全体の期間	R1.10.27～R5.12.24
工事（事業）全体の形質 変更面積	18,256 m ²

届出	届出年月日	土地の形質変更の 着手年月日又は着手 予定年月日	所在地	面積（m ² ）	備考
①	R1.9.15 (届出済)	R1.10.27	〇〇市〇〇町〇〇3562番 外23筆	3,562	
②	R2.4.20 (届出済)	R2.5.30	〇〇市▲▲町☆☆138番2 外5筆	635	
③	R3.5.20 (今回届出)	R3.6.25	〇〇市〇〇町〇〇2567番 外18筆	2,653	
④		R4.5着工予定		4,352	} 着工前の面積や着工予定は 計画段階の値で問題ありま せん。
⑤		R4.12着工予定		2,690	
⑥		R5.10着工予定		4,364	
工事（事業）全体の形質変更面積				18,256	

以下の内容が分かるように記載して下さい。

- 1) 工事（事業）名
- 2) 工事（事業）全体の期間・・・届出時点の計画期間
- 3) 工事（事業）全体の形質変更面積・・・届出時点の計画面積
- 4) 今回の届出に係る工区についての形質変更着手予定年月日及び形質変更面積
(計画表作成例を示していますが、上記項目が確認できれば様式は任意様式で作成できます。)

⑤ 同意書

届出についての同意書 / 合意書

作成例

届出・申請者 住所 宮崎県〇〇市××123-4
 氏名 〇〇 〇〇

上記の者が届出・申請する、別添に示す次の事項について、同意/合意します。

該当に○	同意内容
	土壤汚染対策法第4条第1項に基づく当該土地の形質の変更の実施について同意致します。
	土壤汚染対策法第4条第2項に基づく当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査結果の提出に同意致します。
	土壤汚染対策法第14条第1項に基づく土地の指定の申請に合意致します。

当該土地の所在及び地番	所有者等の住所及び氏名	同意・合意年月日 同意・合意署名又は印	所有者等の有する土地の掘削等に関する権原
	住所： 氏名：	〇年〇月〇日	1 所有権 2 その他 (内容：)
		〇年〇月〇日	1 所有権 2 その他 (内容：)
		〇年〇月〇日	1 所有権 2 その他 (内容：)

※所有者等の自署の場合、押印は不要です。

※届出者は必要に応じて本同意書(合意書)の写しを所有者等へ提供すること

(注意事項)

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を審査した結果、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると県が認めた場合、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、土地の所有者等に対して土壤汚染対策法第4条第3項に基づく調査命令が発出される可能性があります。